

会 議 名	第 1 1 回 港区景観審議会
開 催 日 時	平成 2 7 年 5 月 1 2 日 (火曜日) 午後 6 時から午後 8 時 3 0 分まで
開 催 場 所	区役所 9 階 911 会議室、9 階研修室
委 員	<p>(出席者)</p> <p>齋藤 潮 会長 杉山 朗子 副会長 大倉 富美雄 委員 宮脇 勝 委員 丸 純一 委員</p> <p>(欠席者)</p> <p>池邊 このみ 委員 倉田 直道 委員 村木 美貴 委員 川田 延子 委員 小林 敏樹 委員</p> <p>(臨時委員：港区景観アドバイザー)</p> <p>佐藤 尚巳 氏 古賀 誉章 氏 田邊 学 氏 山崎 誠子 氏</p>
事 務 局	街づくり支援部長、特定事業担当部長、都市計画課長、開発指導課長、街づくり計画担当係長・係員、景観指導係長・係員
傍 聴 者	2 名
会 議 次 第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) 審議事項</p> <p>①港区景観計画改定素案について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①港区景観計画の改定スケジュールについて</p> <p>②竹芝ステップアッププロジェクトについて</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>
配 付 資 料	<p>[事前配付]</p> <p>資料 1 「歴史的建造物等を核とした景観形成・保全」の基準の見直し</p> <p>資料 2 「品川駅・新駅周辺景観形成特別地区」追加指定</p> <p>資料 3 港区景観計画改定の概要</p> <p>資料 4 港区景観計画改定素案</p> <p>資料 5 港区景観計画改定素案 新旧対照表</p> <p>資料 6 港区景観計画改定スケジュール</p> <p>参考資料 1 「東京タワー周辺」の景観形成基準の適用範囲について</p> <p>[席上配付]</p> <p>港区専道 8 号に関する意見交換会</p> <p>橋梁パース、一般図</p>

会議の結果及び主要な発言	
	(1) 審議事項
	①港区景観計画改定素案について (資料1「歴史的建造物等を核とした景観形成・保全」の基準の見直しの説明)
事務局	
会長	3ページ記載の参道沿いの定義は、道路に敷地が接するという事か。例えば接するという意味は、地図中のL字型の建物のように、角一点で接しているものも対象となるのか。
事務局	瑞聖寺では階段部分が参道となるが、その沿道も隣地の扱いで対象に含めたいと考えている。
Aアドバイザー	寺と隣接地との関係が分かるように寺社地の線は明確に示してほしい。
A委員	調査の結果、泉岳寺と瑞聖寺の参道だけが特定されたということでよいのか。
事務局	歴史的建造物等に該当する寺社のうち、敷地外に参道があるものはこの2つになると思われる。
B委員	どの程度のものを歴史的建造物というのか。
事務局	文化財建造物もしくは東京都条例に基づく都選定歴史的建造物の位置づけがある建造物を対象としている。
Bアドバイザー	現状では、寺の敷地の外に視点場を設けて景観の在り方を検討していると思われるが、東京都の文化財庭園の場合は、庭園内部からの景観を意識して屋外広告物等を制限している。寺社の場合は、門をくぐり本堂が見えてその背景に何が見えるのかという関係性も重要となる。そのため、敷地が接しているのみではなく本堂の裏手にくるような建物についても丁寧に景観誘導を行った方がよいと思われる。
事務局	寺社については、文化財建造物単体を対象としていたものを、境内地そのものに文化的価値を見出すことで、境内地から100mの範囲に拡大して設定している。また、主要な眺望点として寺社内部からの見え方も考慮するように景観形成基準を運用していきたい。
B委員	調査の際に、屋外広告物がどの程度見えるのかという調査項目もあった方がよい

	<p>と思う。</p>
<u>会長</u>	<p>届出対象規模では、屋上広告物を含めた高さが対象なのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>あくまで建築物の高さである。そのため、建築物自体が届出対象の高さに達していない場合は届出対象外となる。</p>
<u>A アドバイザー</u>	<p>泉岳寺の参道を中門から山門までに指定した理由はあるのか。例えば、泉岳寺は都道 415 号線から、瑞聖寺は目黒通りからと主要な道路で指定することも考えられるが、この範囲に限った理由はあるのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>泉岳寺の中門と山門は、それぞれ文化財建造物に位置づけられているため、参道として明確に景観が形成されているということがある。主要道路から広く捉えることも考えられるが、届出対象を全て引き下げて対象にする縛りはかなり厳しくなることも踏まると、今回の改定では、参道として明確な部分の届出対象規模を引き下げたいと考えている。</p>
<u>事務局</u>	<p><b>(資料 2「品川駅・新駅周辺景観形成特別地区」追加指定の説明)</b></p>
<u>会長</u>	<p>「① 景観形成特別地区に指定する目的」の最初の箇条書きは主語がないので非常に分かりづらい。</p>
<u>事務局</u>	<p>景観形成特別地区に位置付けることで、区としてこの地区が重要な地区であるということを発信して意識の高揚を図りたいという趣旨である。</p>
<u>会長</u>	<p>主語がないと「…図ることが重要である」といえないので、適切な記載を検討しておくこと。</p>
<u>事務局</u>	<p><b>(参考資料 1「東京タワー周辺」の景観形成基準の適用範囲についての説明)</b></p>
<u>B 委員</u>	<p>参考資料で示されている絵姿のようなものを改定素案に載せると不都合はあるのか。なるべく分かりやすいようにお願いしたい。</p>
<u>事務局</u>	<p>参考資料 1 で示されている大切にしていきたいという絵姿を改訂版にも載せていくようにする。</p>
<u>C 委員</u>	<p>法則も含め、根拠は載せた方がよい。区役所前の広場の地点からも東京タワーが見えるが、現状で眺望点に含まれていない。芝公園は風致地区であるが、開発があった場合を想定して、大事であるといえるようにした方がよい。区役所は公共</p>

<p><u>会長</u></p> <p><u>B アドバイザー</u></p> <p><u>会長</u></p> <p><u>A アドバイザー</u></p>	<p>性が高いので眺望地点は重要である。日比谷通り沿いのプリンスと増上寺の間の通りからも東京タワーが見えるので、そこも大切にされた方がよい。つまり、眺望点だけでなく、移動できる眺望線といったものもパリ市や京都市の眺望保全計画例から考えられる。景観計画ではどこからみた眺望が大事かということの明記をお願いしたい。また、眺望点 F は、東京タワーの下の部分が見えないが上半身がほとんど見えており、実際の現場からも存在感があるので、本地点も眺望点に含めてはどうか。なるべく眺望点を減らさないよう努力してほしい。</p> <p>意見として検討しておくこと。</p> <p>適用区域が妥当と考えて景観形成基準をみると、基本的に配慮型の抽象的な基準となっている。例えば色彩に関して、東麻布に彩度が3~4程度マンションがあるが非常に目につく。東京タワーの背景としてかなり主張が強いように感じられるので、例えばガイドラインで具体的に色彩の範囲を示すことや眺望保全の具体的な考え方が示されると運用しやすいのではないか。配慮することが骨抜きにならないようどこかで考える必要があるのではないかと思われる。</p> <p>現行基準はかなり緩やかなものなので、その際を狙われると東京タワーの眺望が阻害されると思う。</p> <p>今後レクチャーも含め、色彩の専門家として提案いただきたい。</p> <p>夜景について、光が強いものが並ぶというのは、昼夜のバランスを考えた方がよいと思われる。</p>
<p><u>事務局</u></p> <p><u>B 委員</u></p> <p><u>B アドバイザー</u></p>	<p>(資料3「港区景観計画改定の概要」の説明)</p> <p>港区の景観は、道路及び舗面の面積が多くを占める都市型の地区であり、例えば日比谷通りも重要と思われるので、その認識及び意味を扱っていただきたい。区の要望があれば、都や国との協議の余地はあると思っているので検討いただきたい。</p> <p>東京都では屋根色について、屋根の背景に緑を背負う場合とそうでない場合の2パターンを想定して基準を設定している。今回の改定版で明度を抑えているのは、屋根の背景に緑を背負う場合の設定基準を基にしているが、地区の性格によって大通りや品川新駅中心、環状2号は緑との関係性より都市としての品格を保つべき地区であるため、明度の上限を切ることは無いと思われる。また、屋根色は省エネとも関係しており、暗い色の屋根が敬遠されることもあるため、よく考えた方がよい。</p>

<u>B委員</u>	商業施設を緑と併せるのであれば彩度 3 程度で何とかかなると思われる。東京都の色彩基準は波及効果があり、また、都市部の特徴と少し違うこともあるので行き過ぎた彩度制限であるように思えた。
<u>D委員</u>	改めて確認して意見があれば送る。
<u>Cアドバイザー</u>	泉岳寺周辺の話はかなりデリケートな問題のため、今後の扱い方が気になる。
<u>事務局</u>	<p>(2) 報告事項</p> <p>①港区景観計画の改定スケジュールについて (資料6の説明)</p>
<u>事務局・事業者</u>	<p>②竹芝ステップアッププロジェクトについて (席上配付資料の説明)</p>
<u>事務局</u>	<p>3. その他</p> <p>次回の港区景観審議会は、改めて日程調整を行ったのち連絡する。</p>
	閉会